



6 健福第380号
令和6年11月19日

京都府保険医協会理事長 様

京都府健康福祉部長
(公 印 省 略)

令和6年医師、歯科医師及び薬剤師の届出並びに調査について（通知）

向寒の候ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、健康福祉行政の推進に格別の御配慮を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本年は上記届出の実施年に当たっておりますので、貴会会員への周知をお願いいたしますとともに、本届出が円滑に実施できるよう御配慮をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、届出方法等については下記のとおりとします。

記

1 届出方法について

- 医療機関等に勤務されている方 … オンラインによる届出（勤務先でとりまとめ）
- 上記以外の方 … 紙の届出票（※）による届出

※保健所窓口で入手又は、厚生労働省の専用ホームページからダウンロード

（参考 厚生労働省の専用ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/iryokujujis-ha-todokede-sys.html

2 届出票の提出について

- 提出期限 … 令和7年1月15日（水）
- 提出場所（紙の届出票） … 住所地または就業地のいずれかの最寄りの保健所

担 当	健康福祉総務課 企画調整係 小川・奥村
電 話	075-414-4686

届出のお願い

医師・歯科医師・薬剤師の 資格をお持ちの皆さまへ

本年は2年に一度の届出年です。

令和6年12月31日現在の状況をお知らせください。

→ 医療機関等にお勤めの方は、オンラインによる届出が可能です。

→ オンラインによる届出が困難な場合は、紙の届出票をお近くの保健所へ届出ください。

対象

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方

※ 現在、就労していない方も含みます。

届出の期限

令和7年1月15日（水）まで



Q & A

京都府健康福祉課・奥村の確之
後日修正版を送付(2024.11.21)

Q 届出をしなければいけないのですか？

A 医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、医師法、薬剤師法により、2年に一度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

Q オンラインによる届出はどのように行うのですか？

A 厚生労働省ホームページから、お勤めの医療機関等から提供される専用のID・PWを用いて届出してください。

Q 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

Q この届出はどのようなことに使われていますか？

A 「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計・公表し、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用にご同意いただいた場合には、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと原則「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

三師届 厚生労働省

検索

